

大和市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月28日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第16号

大和市火災予防条例の一部を改正する条例

大和市火災予防条例（昭和37年大和市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第8号中「転倒し、亀裂し、又は破損しない」を「転倒せず、落下せず、破損せず、又は亀裂を生じない」に改める。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水」を「その筐体には、雨水」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒せず、落下せず、破損せず、又は亀裂を生じない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第26条の見出しを「(がん具煙火)」に改め、同条中「がん具用煙火」を「がん具煙火」に改める。

第29条の3第1項中「もっぱら」を「専ら」に、「設けること」を「設けなければならない」に改め、同項第5号中「前4号」を「前各号」に改め、同条第2項中「部分。」

の次に「以下」を加え、「設けること」を「設けなければならない」に改め、同条第3項中「設けること」を「設けなければならない」に改め、同条第4項中「設けること」を「設けなければならない」に改め、同項の表右欄中「この表」を「以下この表」に改め、同条第6項中「前5項」を「前各項」に改める。

第29条の4第1項及び第2項中「設けること」を「設けなければならない」に改め、同条第3項中「設けること」を「設けなければならない」に改め、同項の表右欄中「この表」を「以下この表」に改め、同条第5項中「前4項」を「前各項」に改め、同項第1号中「いう。」の次に「以下」を加える。

第44条第13号を次のように改める。

(13) 蓄電池設備（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）

第45条に次のただし書を加える。

ただし、第42条の3第2項の規定により同条第1項に規定する計画を提出した場合は、この限りでない。

第45条第2号中「がん具用煙火」を「がん具煙火」に改める。

別表第3厨房設備、気体燃料の項の次に次のように加える。

固体 燃料	不燃 以外	木炭を燃料 とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	
	不燃	木炭を燃料 とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3条第1項第8号の改正規定、第11条の2第1項第4号の改正規定、第29条の3の改正規定、第29条の4の改正規定、第45条にただし書を加える改正規定及び同条第2号の改正規定については、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日において現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備（この条例による改正後の大和市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備をいい、附則第4項に規定するものを除く。次項において同じ。）のうち、新条例第11条

第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日において現に設置され、又は設置の工事がされている蓄電池設備のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、施行日において現に設置されているもの及び施行日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は適用しない。